

デジタル・プラットフォームをめぐる経済安全保障 － TikTok をめぐる日米欧の政策動向－

三浦 秀之

Digital Platform Governance and Economic Security: Divergent Approaches to TikTok in the United States, Europe, and Japan

Hideyuki Miura

はしがき

デジタル化が急速に進展する今日、データは経済活動の基盤であると同時に、国家安全保障、技術覇権、社会統治の構造に深く組み込まれる新たな地経学的資源として位置づけられるようになった。こうした構造変化は、データを単なる経済資源から、安全保障上不可欠な戦略的資源へと再定義する契機となったといえる。すなわち、いかにデータを確保し、誰がその流通や利用を監督するのかという問題は、国家主権や経済安全保障、さらには価値規範をめぐる競争へと発展させた。越境データ流通をめぐる制度形成は、従来の貿易および投資ルールの枠組みを超え断片化あるいは多層化し、各国・地域が異なる理念に基づきルール形成を競い合うようになっていく。

このような制度的な断片化と多層化を最も象徴的に示す事例として、中国企業 ByteDance が運営する動画共有アプリ TikTok をめぐる政策展開である。TikTok は世界で 15 億人を超える利用者を抱える巨大プラットフォームへと成長し、その社会的影響力は単なる娯楽アプリの域を大きく超えている。所有構造の不透明性、広範なデータ収集手法、そして AI による強力なレコメンド・アルゴリズムの存在は、同アプリを米中対立の最前線へと押し上げる要因となった。米国では、2017 年に制定された中国の国家情報法により、中国企業が保有するデータが政府に提供され得るとの懸念が高まり、TikTok が国家安全保障上の脅威であるという認識が急速に広がった。

こうした問題意識を背景に、米国議会は 2024 年 4 月に、外国敵対勢力が支配するアプリケーションから米国人を

保護する法 (PAFACA) を可決した。同法は、中国など外国敵対勢力に所在・支配される事業体が運営するアプリに対して、米国における利用禁止、または外国資本からの切り離しのいずれかを義務づけるものである。具体的には、ByteDance に対し米国事業を 270 日以内に中国本社から分離することを求め、これが履行されない場合には TikTok の米国内での提供停止を要求する内容である。

他方で、EU は米国とは異なる規制アプローチを採用している。EU が重視するのは、市民の基本的権利の保護と市場競争の公正性であり、その理念は一般データ保護規則 (GDPR)、デジタルサービス法 (DSA)、デジタル市場法 (DMA) といった包括的デジタル規制枠組みに体系的に組み込まれている。これらの制度は、透明性、説明責任、独立した監督、アルゴリズムの検証可能性といった原則を中心に据え、データの扱いそのものを規律することでリスクを抑制しようとしている。一方、中国は「データ主権」を念頭に、越境データ移転の厳格管理やアルゴリズム運用の国家監督を制度化してきた。米欧中のこうした制度設計の断片化は、国際的なデータガバナンスの相互運用性を阻害し、WTO 電子商取引交渉の停滞に象徴されるように、多国間枠組みの構築を困難にしている。

本稿では、このような国際環境の下で、越境データ流通がいかに日米欧における経済安全保障の争点として浮上してきたのかを、TikTok 規制を手がかりに分析する。具体的には、米国、EU、日本における TikTok をめぐる規制が、どのような背景によって構築され、経済安全保障上いかなる懸念が示されているのか、そしてどのような規制を展開しようとしているのかを考察する。

第1節 米中デジタル覇権競争と越境データの戦略化

21世紀の国際経済秩序において、データは、国家の経済運営、産業競争力、国家安全保障を支える戦略的資源として位置づけられるようになり、デジタル覇権をめぐる国家間競争は従来の軍事力や経済力とは異なる新たな権力基盤として見られるようになってきた¹。とりわけ米中対立は、サプライチェーン、AI、半導体、5G通信網、大規模プラットフォームといった複数の戦略領域を横断し、越境データ流通をめぐるガバナンス構造に深い亀裂を生じさせている。米国は、中国の技術的台頭を国家安全保障上の脅威と捉え、戦略的産業分野から中国企業を排除あるいはリスクの低減を図る政策を推し進めてきた。他方、中国は、AI、半導体、量子技術などの先端技術を国家戦略の中核に据え、データ主権を強調しつつ国家主導の統制モデルを構築している。こうした中国のデータガバナンスは、国際社会に不確実性をもたらし、データをめぐるルール形成の必要性を高める一因となっている。

米国におけるTikTokの規制強化は、データをめぐる地経学的競争の象徴的事例である。米国がTikTokを国家安全保障上のリスクとみなす第一の理由は、中国における制度的枠組みに起因する。特に2017年の国家情報法第7条は、あらゆる組織および個人に国家の情報活動への協力義務を課しており、企業が保有するデータや技術が政府機関に提供され得る制度的可能性を明示している²。さらに、サイバーセキュリティ法（2016年）およびデータセキュリティ法（2021年）は、中国国内で運営されるネットワークへの監督・検査権限や、国家安全保障の名目によるガバメント・アクセスを法的に保障する仕組みを整備してきた³。TikTokを運営するByteDanceが中国に主要拠点を置く以上、TikTokのデータが中国政府から独立して管理されるとの保証は制度上確立しにくいとの懸念が米国社会に広がり、これが同アプリを国家安全保障上の脅威として位置づける根拠となった⁴。

第二の要因は、技術的構造に基づくアクセス可能性である。過去には中国側拠点から米国ユーザーのデータにアクセスが行われた事例が報告されており、バックアップ経路や管理ツールなど、形式上のデータ所在とは異なる技術的経路がリスク要因として指摘されて

いる⁵。通信の一部が二重暗号化され外部監査による完全な検証が困難である点も、透明性を欠く要因として米国側の疑念を強めている。米国が特に問題視しているのは、TikTokが収集するデータの量と質の多様性、そして精緻さである⁶。TikTokは視聴時間、再視聴、スキップ速度、反応行動といった詳細な行動データに加え、端末識別子、位置情報、通信環境、ブラウジング履歴、さらにはチャット内容や連絡先情報といったプライベートデータまで幅広く収集する⁷。これらは利用者の興味関心のみならず、政治的傾向や心理的特徴までも推定可能にし得るため、米国にとってTikTokを通じたデータ流出は個人情報保護の問題を超えて国家安全保障の領域に属するものと認識されるようになった。

第三の要因は、情報操作（影響工作）の可能性である。TikTokのリコメンド・アルゴリズムは、ユーザー行動、端末情報、コンテンツ特性の三要素を学習し、個々の利用者に最適化された「For You Page (FYP)」を生成する。このアルゴリズムの不透明性は、特定のナラティブを強調あるいは抑制する操作が可能であるとの懸念を生み、米国議会でも繰り返し取り上げられてきた。実際に、香港民主化デモやウイグル問題に関連する動画がFYP上で表示されにくくなった事例が指摘され、政治的に敏感な投稿の可視性が内部リストによって制限されたとの証言もなされている⁸。若年層の多くがTikTokをニュース源として利用している米国では、こうしたアルゴリズムによる情報空間の偏在が、選挙や外交政策への影響をもたらすとの危機感が強まった⁹。また、TikTokは国際的な情報戦の媒体としても注目されている。香港抗議活動、ウクライナ戦争など主要国際イベントにおいて、国家や政治勢力に都合の良い動画が拡散する一方、対立する立場のコンテンツが抑制される現象が報告されている¹⁰。これらの事例は、TikTokが単なる娯楽アプリではなく、国境を越えた情報操作のプラットフォームとなり得ることを示している。

こうした米国によるTikTokに対する規制強化は、データ収集、制度的枠組み、技術構造、情報操作という複合的リスクが重なった結果として理解される。米国は自由市場を重視する従来の立場を部分的に修正し、データや

¹ 三浦（2024）

² 藤井・三浦（2022）

³ Ibid.

⁴ Reuters, March 10, 2023.

⁵ Wall Street Journal, June 23, 2022.

⁶ Busch (2022)

⁷ Ryan, Fritz, and Impiombato (2020)

⁸ Washington Post, September 15, 2019.

⁹ Cervi (2023) and Zamora-Medina, Suminas and Fahmy (2023).

¹⁰ Business Insider, November 5, 2020.

アルゴリズムのような非伝統的資産を国家安全保障の範囲に明確に位置づけたのである。他方で中国は、米国によるこうした対応を政治的動機に基づく不当な排除と批判し、データ主権を中心に据えた国家主導型モデルを国際社会に提示している¹¹。米中の制度的対立は、民主主義、統治モデル、情報空間のあり方と不可分であり、国際的な制度調和を著しく困難にする構造的要因となっている。TikTokをめぐる問題は、この広範なデジタル覇権競争の帰結として理解すべき地経学的な争点といえる。

第2節 米国における TikTok をめぐる規制展開と政治力学

米国における TikTok 規制をめぐる過程は、単に同アプリへのリスクが高まったことによるものだけではなく、米国の対中認識の変容や国家安全保障をめぐる概念の拡張などが複雑に絡み合っている。本章では、2017年のByteDanceによる musical.ly の買収以降の主要な動向を整理し、制度的変化と政治的対立がどのように TikTok に対する規制を形作ってきたのかについて分析する。

米国による TikTok への警戒は、ByteDance が2017年に米国の musical.ly を買収した時期に芽生え始めた。これ以降、対中強硬派の共和党議員を中心に、中国の国家情報法に基づくデータ提供義務が米国利用者の個人情報や行動データに直接影響を与える可能性が指摘されるようになった。2018年に施行された外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA)は、対米外国投資委員会(CFIUS)の権限を大幅に強化し、外国投資と個人データ保護を初めて制度的に結びつけた。こうした制度的改編と共に、TikTok は制度構造のなかで潜在的な安全保障上のリスクをもたらす可能性のある企業として位置づけられていく。

2019年になると議会の懸念が制度化へ向かって加速した。マルコ・ルビオ上院議員が、財務長官宛に書簡を送り、ByteDance による musical.ly 買収について CFIUS の再審査を求めた¹²。また、シューマー・コットン両上院議員は、国家情報長官に対し、TikTok が米国人データへのアクセスや検閲、プロパガンダに利用されるかを評価するよう要請した¹³。この結果、CFIUS は musical.ly 買収を適時的に調査するという異例の判断を下し、TikTok 問題は制度的な国家安全保障案件として正式に

認識されるようになった¹⁴。

トランプ政権期に、こうした動きが一気に強硬な政策へ転換する。2020年8月、トランプ大統領は、国家安全保障を理由に TikTok および WeChat との取引を禁止する大統領令を発出し、90日以内に米国事業を売却することを求めた。Microsoft、Oracle、Walmart などが買収交渉に参入したが、これに対して TikTok 側は表現の自由の侵害を理由に連邦地裁に差し止めを請求し、これが認められた¹⁵。

バイデン政権になると、2021年にトランプ政権が発した禁止令を正式に撤回した。同時に新たな大統領令を発出し、外国政府の影響下にある ICT 製品とサービスへの包括的リスク評価を指示した¹⁶。トランプ政権が特定のアプリを名指しして禁止措置を出したのに対し、バイデン政権は、技術および取引単位でのリスクベース評価へと政策を移行させた点が特徴である。しかし、こうした変化が TikTok への懸念を解消したわけではなく、むしろ2022年に BuzzFeed の報道により、中国本社から米国ユーザーデータにアクセス可能であったことが内部録音によって報道されたことにより、懸念が再燃した¹⁷。さらに同年、ByteDance の社員が、米国人記者の位置情報を不正に追跡していた事実が発覚し、TikTok に対するリスクが一層高まった¹⁸。こうしたリスクへの対応は、連邦政府よりも州政府の対応の方が早かった。2022年秋以降、政府端末での TikTok 使用禁止が州レベルで次々と導入され、12月には連邦政府レベルでも政府端末での TikTok 禁止法が成立した¹⁹。TikTok 排除は事実上、米国の行政機構全体に広がっていった。

これに対して ByteDance は、規制回避と米国市場維持を目的に「プロジェクト・テキサス」を発表し、米国ユーザーデータを Oracle が運営する国内サーバーへ移管することや、独立性を担保するための米国法人(USDS)の設立、元米国政府高官などを含めた監督委員会の立ち上げなどを進めた²⁰。しかし、これら ByteDance 側の対応は、議会の不信を払しょくするには十分ではなかった。2023年には RESTRICT 法案が提出され、政府が外国 ICT サービスに対して包括的規制権限を行使できる枠組みが検討されたが、言論の自由への影響から可決に

¹⁴ Reuters, November 2, 2019.

¹⁵ White House (2020)

¹⁶ White House (2021)

¹⁷ BuzzFeed News, June 18, 2022

¹⁸ Reuters, December 22, 2022.

¹⁹ US Congress (2022)

²⁰ Reuters, June 18, 2022.

¹¹ Forbes, March 2027, 2023.

¹² Washington Post, October 9, 2019.

¹³ Bloomberg, October 25, 2019.

は至らなかった。しかし、その後2024年に、TikTokに270日以内の売却か撤退を求める外国敵対勢力に支配されるアプリから米国人を保護する法（PAFACA）が可決し、バイデン大統領はこれに署名した。同法に対してByteDanceは違憲であると提起するが、2025年1月に最高裁によって合憲判断が下された。

TikTok側の選択肢が狭まる中で、2025年にトランプが再び大統領に就任すると状況は一変する。かつてTikTok禁止を主導したトランプ大統領は、選挙政治や世論動向を背景としてか、TikTokに対して「心の中で特別な存在（warm spot in my heart）」と述べ、禁止執行を延期した²¹。また、売却期限を相次いで延長し、TikTokをめぐる政策は国家安全保障と政治的利益の間で揺れ動いている。

第3節 EUにおけるTikTok規制の展開と包括的デジタル統治モデル

EUにおけるTikTok規制は米国と異なり、国家安全保障よりも、個人データ保護、未成年者保護、市場競争、透明性、説明責任などをより重視した政策が展開されてきた。EUがTikTokを問題視する背景には、中国企業への不信感というよりは、むしろEU自身が長年育ててきたGDPRを基盤とするデジタル規律を巨大プラットフォームにも徹底させることにあった。すなわち、EUにとってTikTok問題とは、いわば自らの規範的権力をめぐる試金石であり、米国の安全保障主導型、中国の国家統制型と異なる欧州型のデジタル主権にあった。

EUでTikTokをめぐる懸念が最初に浮上したのは2019～2020年のことであった。TikTokのEU域内のユーザー、とりわけ未成年者の個人データがどのように中国へ転送されているのかについて、そのプロセスの不透明さが指摘された。TikTokは若年層の利用が圧倒的に多いことから、各国当局により年齢認証の不十分さ、データの目的外利用、保護者同意の欠如など、GDPRの根幹に関わる問題が憂慮された。オランダ、フランス、イタリアのデータ保護機関はTikTokに対する個別調査を開始し、TikTokは早期の段階からGDPRコンプライアンス上の高リスク企業として監視対象となった。

2021年には、TikTokをめぐる未成年者保護が大きな論点となった。イタリアにおいて10歳の少女が、TikTok上のチャレンジ企画に参加し死亡する事件が発生し、政府はTikTokの年齢制限の形骸化を問題視する

ようになる²²。その結果、未成年者のアクセス制限を暫定的に発動するという強硬な措置に踏み切った。この事件はEU内で大きな影響を及ぼし、欧州委員会はアルゴリズム透明性、未成年者へのターゲティング広告の禁止を優先課題として明確に掲げ、TikTokを名指しして改善を迫った。EUにとって、未成年者保護は経済政策というより社会的規範として重視されており、この観点からTikTokは、単なるSNSとしてではなく社会的影響力を持つ巨大プラットフォームとして捉えられるようになった。

2023年になると、EUは国家安全保障の観点からTikTokを問題視するようになる。ByteDanceの中国本社を含む社員がEU域内のユーザー・データへのアクセスが可能であったことが明らかになり、中国の国家情報法に基づくデータ提供義務が潜在的リスクとして認識されるようになった。これを受け、欧州委員会は2023年2月23日、欧州委員会のデバイスおよび個人デバイスにおけるTikTokアプリの使用を一時停止することを決定し、またその後ベルギー、フランス、デンマーク、オランダなど各国政府機関においても利用制限あるいは禁止措置が相次いで導入された²³。米国と異なり、TikTokの禁止に慎重であったEUが、公的機関などにおいて禁止措置が取られたことは、EUによるTikTokをめぐる姿勢の変化を物語っている。

ByteDanceは、こうしたEUの政策変化に対応するべく、EU向けのデータ管理強化策「プロジェクト・クローバー」を発表し、アイルランドを中心にEU域内にデータセンターを設置し、中国本社からのアクセス遮断を強調した。こうした懸念を和らげる措置が導入されたものの、EUはTikTokに対する制度を強化させた。2023年から2025年にかけて、未成年者に対するデータの不適切処理やEU域外へのデータ転送の説明責任の欠如を理由として、GDPR違反に基づき累計で数億ユーロ規模にわたる制裁金を課した。特に2025年にはアイルランドDPCによって約5億3,000万ユーロもの罰金が科された²⁴。

さらに、EUは包括的規制体制であるデジタルサービス法（DSA）を通じてTikTokを直接的な管理対象に位置づけた。TikTokは2024年に「超大規模オンラインプラットフォーム（VLOP）」に指定され、違法コンテンツ対策の強化、広告透明性の確保、リスクアセスメントの実施、アルゴリズム監査義務といった、極めて厳格な

²² Reuters, January 22, 2021.

²³ European Commission (2023)

²⁴ Reuters May 2, 2025.

²¹ Washington Post, January 15, 2025.

義務を課されることになった。2025年5月には、欧州委員会がTikTokに対し広告透明性が不十分だとして違反予備決定通知を行い、違反が確定すれば全世界売上の最大6%という巨額制裁の可能性が生じた。

一方、2024年にはデジタル市場法（DMA）の下でByteDanceがゲートキーパー企業に指定され、TikTokは競争政策上の義務にも従う必要が生じた。EUはTikTokに対して、自己優遇の禁止、他サービスとのデータ結合の制限、第三者アクセスの確保など、市場構造の公正性を確保するための義務を課した。TikTokが利用する膨大なデータを独占的に活用し、他サービスへの優位を確保することを防ぐという考えによるものである。

このようなTikTokに対するEUの規制は、米国のような禁止措置ではなく、透明性、説明責任、プライバシー保護、競争の公正性という欧州的価値を中心とした包括的統治モデルである。EUは安全保障を理由とした市場からの排除よりも、規範と制度の枠組みの中でTikTokを包括的に規律するアプローチを採用している。こうしたEUの姿勢は、多極化する国際データガバナンスのなかで、EUが自らの規範的権力を強化し、米欧中の対立を超えて第三のデジタルモデルを確立しようとする戦略とも理解できる。

第4節 日本におけるTikTok規制の展開と制度的特徴

日本におけるTikTokをめぐる議論は、米国やEUと比較して慎重かつ漸進的に進展してきた。日本の対応は、未成年者保護や利用リスク、データ移転リスクの認識、政府端末における利用制限、包括的プラットフォーム規制への制度移行というように段階的に展開された。本章では、日本の制度的な特徴と政治文化が、TikTok規制にいかなる影響を及ぼしたのかを検討する。

TikTokをめぐる議論が俎上に上がったのは、2017～2019年にかけてのことであり、当時の主な関心は安全保障よりも未成年者の依存、いじめ、有害コンテンツといったSNSに端を発する問題に集中していた。日本ではZ世代を中心にTikTokが急速に普及し、消費者庁や文部科学省は、SNSがもたらす危険性に関する啓発活動を強化したものの、規制方針はあくまで自発的ルール整備を重視するソフトロー型であった。個人情報保護委員会もTikTokを名指しして批判することは避け、一般的なリスクへの注意喚起に留められた。

こうした状況が変化し始めたのは2020～2021年にかけてのことである。米国トランプ政権がTikTokを国家安全保障上の脅威として規制し始めたことを受け、日本

国内でも中国本社の存在やデータ移転リスクが認知されるようになった。こうした環境変化を受け、2020年に自民党のルール形成戦略議員連盟は、中国発アプリ全般について情報漏洩リスクを調査するよう政府に要請した²⁵。総務省、内閣官房、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）などが調査に着手し、TikTokがユーザーデータをどこで保管し、誰がアクセス可能なかが政策論議の中心となった。TikTokからは、データが中国国外のシンガポールおよび米国で保存されているという説明がなされたが、中国の国家情報法の存在を踏まえ、不透明性は依然として指摘され続けた。

この時期、日本の議論は米国型の安全保障に基づきTikTokを一律禁止へと突き進むのではなく、リスク評価と透明性要求という柔軟なアプローチを模索していた。特に日本政府は、中国企業によるアプリのリスクは、TikTok単体ではなく、デジタルプラットフォーム全般に共通する構造問題であるとの認識を強め、個別アプリ規制ではなく包括的ルールの検討へと問題設定を転換し始めた。こうした中で、2022～2023年にかけて、TikTok問題は日本の政策領域において国家安全保障リスクへと格上げされる。国会では政府端末でのTikTok使用を制限すべきとの議論が展開され、総務省やNISCは政府職員に対し業務端末での利用に対してリスクガイドラインを整備し周知された²⁶。また、東京都や福岡市など複数の地方自治体が職員の公務端末からTikTokを排除する措置を導入し、政府機関を中心に事実上の利用制限が展開されるようになった²⁷。

同時期、経済産業省、デジタル庁、総務省は中国のデジタルプラットフォーム全般に対する依存リスクの調査を進め、政府調達や公共部門での外国製プラットフォーム利用の適正性が検討されるようになった。しかし、日本政府はあくまで慎重姿勢を崩さず、米国のようにアプリの全面禁止や強制売却という措置は採用しなかった。日本の制度文化は、国家安全保障の名の下に民間サービスを排除する手法と距離を置き、透明性、説明責任、適正なデータ管理という漸進的措置を優先してきた。2023年以降、日本はプラットフォーム規律を一般的政策課題として位置づけ、TikTok単体ではなく制度全体を整備する方向へ舵を切った。デジタル市場競争会議では、アルゴリズム透明性や広告表示の適正化といったEUのDSA型アプローチを参考に、巨大プラットフォームの

²⁵ 日本経済新聞、2020年7月28日。

²⁶ 日本経済新聞、2023年2月24日。

²⁷ 首相官邸（2023）

規律強化を議論している。また、個人情報保護制度の改正では、越境データ移転の透明性や未成年者データの保護強化が検討され、TikTokに限らずSNS全般に共通するルールの構築が進められている。

現在の日本は、米国のような強制売却型の安全保障措置や、EUのVLOP指定のような詳細なアルゴリズム監査義務を直ちに導入する段階には至っていない。しかし、政府端末における利用制限、個人情報保護の強化、広告透明性の要求、未成年者保護の拡充など、複数の規制領域でTikTokは政策対象として確実に位置づけられている。日本の特徴は、アプリを名指しで規制しない一方で、制度全体を底上げすることで実質的なリスク管理を進める包括的アプローチにある。

第5節 各国・地域におけるTikTok規制の比較分析と制度的多様性

TikTokをめぐる規制は、世界中で急速に拡大しつつあるが、その対応は国・地域によって大きく異なる。本章では、各国がどのような論理に基づきTikTokを規制しているのかを、強硬対応、中間的アプローチ、規制漸進型、宗教・文化体制による規制という四つの枠組みに整理し、その背後にある制度的および政治的要因を比較検討する。

最も強硬な対応を取る国の代表例として先述した米国やEUと並んでインドがある。インドは2020年に国境紛争が発生すると、TikTokを含む59の中国企業によるアプリを主権と安全への脅威として全面禁止した。インド政府は、安全保障と地政学的対立を優先し、国内産業育成を目的として中国製アプリを排除した。インドの措置は、データ主権と安全保障を理由に国家が民間アプリを全面禁止する世界初の事例であり、その後の各国の議論に大きな影響を与えた。

第二の категорияである中間的アプローチを取る国として、カナダ、オーストラリア、英国、台湾などがある。これらの国は、政府端末での利用禁止を導入する一方、一般利用者への全面禁止は実施していない。共通する要因として、国家安全保障上の懸念の存在、自由市場・表現の自由への配慮、中国との経済関係の慎重なバランス、という三つがある。オーストラリアは中国との関係悪化を受けて安全保障上の制約を強めたが、消費者向けアプリを全面禁止する段階には踏み込んでいない。英国はEU離脱後もGDPR水準の個人情報保護を維持しつつ、政府機関に限定した禁止措置に留め、米国のような安全保障主導の介入には慎重である。台湾は中国との政

治的緊張を背景として政府端末からTikTokを排除したが、社会全体の利用禁止は社会的反発を考慮して見送っている。これらの国々は、国家安全保障と個人の自由、外交関係のバランスを慎重に調整する限定的安全保障対応を特徴とする。

第三の категорияは規制漸進型であり、韓国、インドネシア、ブラジルが代表例である。これらの国々はTikTokの経済的影響力や若年層への浸透を認識しつつも、強硬規制ではなくデータ保護や広告規制を中心に対応している。韓国ではTikTokを含むSNS事業者に対して個人情報保護法に基づく厳格な執行が行われ、2020年には未成年者データの不適切処理でTikTokに制裁金が科された。ブラジルでは消費者保護法やデータ保護法を基礎にアルゴリズムの透明性やフェイクニュース対策が議論され、インドネシアではEコマース機能を巡りTikTok Shopが停止されるなど、国ごとの政治経済環境に応じた規制が採られている。これらの国々の共通点は、TikTokを全面排除するのではなく、既存の法制度の枠内でのリスク管理に留め、経済的利得と社会的リスクの調和を優先する点にある。

第四の categoriaは、アフガニスタンやパキスタンなど、宗教および政治体制を理由にTikTokを制限する国家群である。これらの国では、TikTokが不道德なコンテンツ、宗教的価値観への脅威、政治的扇動の媒体と見なされ、社会秩序維持の観点から繰り返し一時的または恒久的な停止措置が取られてきた。ここではデータ保護や国家安全保障よりも、宗教的規範や権威主義的統治の維持が主要な規制理由であり、デジタルガバナンスは政治体制そのものと密接に結びついている。

以上のように、TikTok規制は単なるプラットフォーム規制ではなく、各国が抱える安全保障観、データ主権、デジタル産業戦略、社会規範が交錯する地経学的現象であり、国際秩序の多極化が進む中でその分岐は一層拡大していくと考えられる。

おわりに

本稿では、TikTokをめぐる国際的政策動向を手がかりとして、データとデジタル・プラットフォームが新たな地経学上の争点として浮上するプロセスを考察してきた。米国は安全保障を軸に所有構造への直接的介入を行い、EUは包括的な規範および市場統治モデルを整備し、中国はデータ主権と国家統制を前提とした独自のデジタル統治体制を確立している。日本を含むアジア諸国は、これら三極の制度的圧力を受けながら、漸進的な規制を

模索し、各国の政治体制や社会構造に応じた多様なアプローチを採用した。こうした多層的な動向は、従来の貿易および投資ルールを基盤とする国際経済秩序が、データやアルゴリズムといった新たな資源によって再構成されつつあることを示している。

第一に、本稿が明らかにしたのは、データが国家安全保障上の重要資源へと位置づけられようになったことで、国家による規制がソフトウェアやアルゴリズムにまで拡張しているということである。米国がTikTokの強制売却を要求しことは、外国企業の所有構造が国家安全保障の範疇に組み込まれた象徴的事例であり、従来の自由主義的国際経済秩序が持っていた前提に重大な例外を持ち込むものであった。一方、EUはプライバシー保護、透明性、競争政策を軸に制度的対応を進め、デジタル市場における規範権力の確立を国家戦略と位置づけた。これに対し中国は、安全保障と社会統制の観点からデータを国家資源とみなし、越境移転やアルゴリズムの運用を国家が直接管理する体制を維持している。この三極の差異は、いずれのアプローチも越境データ流通の相互運用性を損ねている点で共通しており、国際的な制度調和を著しく困難にしている。

第二に、TikTok規制の比較分析は、各国が抱える諸価値がデジタル政策に深く影響していることを示した。インドが安全保障と民族主義を根拠に禁止に踏み切ったのに対し、英国やオーストラリアは政府端末限定の禁止に留め、市場自由と安全保障のバランスを模索した。韓国やブラジルのような規制漸進型国家は、既存の個人情報保護制度や広告規制を通じて段階的な対応を取った。アフガニスタンやパキスタンでは、宗教的価値観や体制維持の観点からTikTokが禁止され、デジタル統治が政治体制の延長として機能している。TikTokをめぐる政策の多様性は、それぞれの国の固有の文脈を反映している。

第三に、日本は米欧中のように強い政治的メッセージを持つ規制を行うことなく、漸進的な制度構築を進めてきた。政府端末での利用制限、個人情報保護法、未成年者保護の強化など、既存制度の拡張によってTikTokを含む巨大プラットフォーム全般への統治力を高めるといった手法を採用している。このアプローチは、日本の行政文化である過度な強制を避ける規制を反映しており、多極化する国際デジタル秩序の中で独自の政策領域を形成している。

第四に、TikTok問題は、越境データ流通の制度形成における深刻な制度的空白の存在を浮き彫りにした。

WTO電子商取引交渉は、大国の対立と途上国のデータ主権主張の高まりを背景に停滞しており、米欧中がそれぞれ異なる規制モデルを輸出することで、制度の断片化が加速的に進行している。この断片化は国際協調を困難にするだけでなく、企業活動の予見可能性を低下させ、グローバル経済全体の安定性にも影響を及ぼしている。

参考文献

- 首相官邸 (2023) 『令和5年2月27日(月)午前内閣官房長官記者会見』2023年2月27日。
- 藤井康次郎・三浦秀之 (2022) 「デジタル貿易における国際経済ルール形成」一般財団法人国際経済交流財団編著『ルール志向の国際経済システム構築に向けて』一般財団法人国際経済交流財団。
- 三浦秀之 (2024) 「データをめぐる経済安全保障の重要性の高まりと有志国による対応と課題」『貿易と関税』72巻10号。
- Busch, Kristen E. (2023) "TikTok: Recent Data Privacy and National Security Concerns" Congressional Research Service.
- Cervi, Laura (2023) "TikTok Use in Municipal Elections: From Candidate-Majors to Influencer Politicians" Mas Poder Local Magazine, (53), 8-29.
- European Commission, "Commission Strengthens Cybersecurity and Suspends the Use of TikTok on Its Corporate Devices," European Commission (February 23, 2023).
- Ryan, Fergus, Audrey Fritz, and Saria Impiombato (2020) "TikTok and WeChat: Curating and Controlling Global Information Flows" Australian Strategic Policy Institute (ASPI) International Cyber Policy Centre Policy Brief, Report No. 37/2020.
- US Congress (2022) "No TikTok on Government Devices Act" S.1143 117th Congress.
- White House (2020) "Addressing the Threat Posed by TikTok, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain" Executive Order 13942 of August 6, 2020.
- White House (2021) "Protecting Americans' Sensitive Data From Foreign Adversaries" Executive Order 14034 of June 09, 2021.
- Zamora-Medina, Rocío, Andrius Suminas, and Shahira S. Fahmy (2023) "Securing the Youth Vote: A Comparative

Analysis of Digital Persuasion on TikTok Among
Political Actors” Media and Communication, Volume 11,
Issue 2.